



島根県報

平成26年1月10日（金）

第2,561号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業所の指定	（障がい福祉課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	3
平成25年度地籍調査事業の決定の一部改正	（用地対策課）	3

【公 告】

平成25年度前期技能検定（追試験）の合格者	（雇用政策課）	3
都市計画の変更案の縦覧	（都市計画課）	4

告 示**島根県告示第1号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成26年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
合同会社エスポワール	えすばす	松江市西川津町2663-6	平成26年 1月 1日

島根県告示第2号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字石原3370-1、3370-2、3376から3378まで、3379-1、3379-2、3381、3383-1、3389-1、3389-3、3391、3392-1から3392-5まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第3号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡西ノ島町大字浦郷字脇田小路3485-4、3485-5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第4号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成21年島根県告示第850号による保険に付すべき義務は、平成25年12月21日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成26年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

三隅町加入区

島根県告示第5号

平成25年度地籍調査事業の決定（平成25年島根県告示第318号）の一部を次のように改正し、平成26年 1月10日から施行する。

平成26年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表奥出雲町の項を次のように改める。

奥出雲町	阿井 4 佐白 3 三成 8 横田 3 阿井 5 亀嵩 3 横田 4 小馬木 3 上三所 1 亀嵩 4 横田 5 坂根 1	交付決定の日から平成26年 3月31日まで
------	--	-----------------------

公 告

平成25年度前期技能検定（追試験）の合格者の受検番号は、次のとおりである。

平成26年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 級技能検定

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

A 甲0002

防水施工（FRP防水工事作業）

A 甲0001

サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）

A 甲0008

塗装（建築塗装作業）

A 甲0020

2 級技能検定

プラスチック成形（インフレーション成形作業）

A 甲0004 A 甲0005

塗装（建築塗装作業）

A 甲0008 B 0003

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成26年 1月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

大田都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

大田市仁摩町宅野、仁万、天河内、馬路、同市温泉津町湯里、温泉津、小浜、福光、今浦

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、大田市建設部都市計画課

4 縦覧期間

平成26年 1月10日から同月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）